ナギランについては、周辺には生育に適した環境が多く残されることなどから、影響は極めて小さいと評価されている。サツマシダ、ナンゴクカモメヅル及びムカゴサイシンについては、生育地が計画路線から離れていることから、影響は極めて小さいと評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が８箇所存在するが、このうち４箇所については発掘調査を完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る４箇所についても鹿児島県教育委員会との協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、薩摩川内市と鹿児島市等とを結ぶ高速交通ネットワークを形成し、現道の交通混雑の緩和を図ることを主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成17年12月９日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道、普通河川及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、薩摩川内市と鹿児島市等とを結ぶ高速交通ネットワークを整備し、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、鹿児島県知事を会長とする南九州西回り自動車道建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鹿児島県薩摩川内市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　鹿児島県薩摩川内市高江町字東城、字寺前、字野首及び字宇都、宮里町字池尻、字永野、字竿立、字川畷、字會下、字石踊、字車田、字永原、字島田、字福田、字西郷、字深稲葉、字大谷、字谷口、字所ヶ鼻、字高原、字石水、字田平及び字綿打川、隈之城町字永野、青山町字下木場、字寺茂、字二瀬川、字上新田、字杉安、字中川、字堀之内、字大上、字兎田、字山仁田及び字原田並びに都町字本領、字霜月田、字山口及び字中山迫内

国会事項

衆　議　院

議決通知

十二月二日本院は東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長に黒川清を、同委員に石橋克彦、大島賢三、崎山比早子、櫻井正史、田中耕一、田中三彦、野村修也、蜂須賀禮子及び横山禎徳を任命することを承認した旨参議院に通知した。

通知書受領

十二月二日平田参議院議長から横路議長宛、参議院は東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長に黒川清を、同委員に石橋克彦、大島賢三、崎山比早子、櫻井正史、田中耕一、田中三彦、野村修也、蜂須賀禮子及び横山禎徳を任命することを承認した旨の通知書を受領した。

議案提出

十二月二日内閣から提出した議案は次のとおりである。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案

議案受領

十二月二日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

刑法等の一部を改正する法律案

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案

議案送付

十二月二日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案

両院合同協議会委員辞任及び補欠選任通知書受領

十二月二日橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任　松井　孝治　　補欠　徳永　エリ

質問書提出

十二月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

普天間飛行場の辺野古移設に伴う公有水面埋立てに関する質問主意書（照屋寛徳提出）

整備新幹線の着実な建設を進める上で考慮すべき事項の進捗状況に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

元沖縄防衛局長の暴言等に関する質問主意書（浅野貴博提出）

答弁書受領

十二月二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員佐藤ゆうこ提出生活保護に関する質問に対する答弁書

衆議院議員佐藤ゆうこ提出後期高齢者医療制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出日ソ共同宣言に係る大学教授の見解等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出バルダイ会議に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出農家の安心に資する農業共済事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出冤罪の定義に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出いわゆる郵便不正事件に係る国家賠償等に関する再質問に対する答弁書

報告書受領

十二月二日内閣から次の報告書を受領した。

平成二十三年度第二・四半期における予算使用の状況

平成二十三年度第二・四半期における国庫の状況

参　議　院

議案受領

十二月二日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案（閣法第五号）

議案受領（予備審査）

十二月二日内閣から次の議案が送付された。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）